

マイナンバーのお知らせ

通知カードが11月中ごろから届きます!



通知カードが届いたらどうすればいいの？



家族全員分あるかどうか、 記載内容に間違いがないか チェック

直近で住所変更や、氏名の変更があった方は要チェック!



勤務先にマイナンバーの 届出を行う

マイナンバーの利用が開始する平成28年1月から、勤務先にマイナンバーの提出が求められます。通知カードはなくさないように大事に保管しましょう。



個人番号カードの申請をする (希望者のみ)

申請は任意ですが、通知カードと一緒に個人番号カードの申請書が届きます。(申請は郵送だけでなくネットでも可能です。)

個人番号カードは顔写真付きのICカードとして交付され身分証明として使用できます。



その他

転居、転入などの場合には、通知カードの記載を変更する必要がありますので、届出の際には通知カードを必ずお持ちください。

国外への転出・死亡の場合は通知カードの返却をお願いします。

通知カードをなくした場合は再発行できますが、再交付手数料(500円)がかかりますのでご注意ください。

■問い合わせ 町民課 電話893-1117
吾北総合支所 住民福祉課 電話867-2300
本川総合支所 住民福祉課 電話869-2112

徘徊高齢者家族支援事業を実施します

いの町に住民票を有する、徘徊のみられる認知症在宅高齢者の方(おおむね65歳以上)の家族の方を対象に、**位置情報探索システム端末機の貸し出し**、及び**初期費用補助**事業を実施します。(オプション機器及び導入後の費用は自己負担です。)

位置情報探索システムとは、GPS衛星や携帯電話基地局を利用した位置情報端末機(発信機)を高齢者に携帯してもらうことで、徘徊により行方が分からなくなったときにコールセンターやインターネットを通じて居場所を把握できるようにするためのサービスです。

事業を利用するためには事前に申請が必要ですので、次の問い合わせ先までご連絡ください。



■問い合わせ ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内) 電話893-3810